

令和2年 教育委員会第11回定例会 会議録

日時 令和2年6月23日（火）

午後3時00分～午後3時52分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子育て推進課】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親家庭支援事業について

【学務課】

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の対応について

【指導課】

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告

【文化振興課】

(1) お茶の水小学校の発掘調査について

第 2 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（7月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（13名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦

指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博
文化財担当課長	永見 由美
学芸員	相場 峻

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	<p>時間になりましたので定例会を開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、傍聴の方から申請がありました場合には、傍聴を許可するという事をご報告いたします。</p> <p>ただいまから第11回の定例会を開会いたします。</p> <p>本日、教育委員の皆さんに欠席はございません。全員出席でございます。</p> <p>今回の署名委員は、金丸委員をお願いいたします。</p>
金丸委員	<p>分かりました。</p>

◎日程第1 報告

子育て推進課

（1）新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親家庭支援事業について
学務課

（1）新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学
援助の対応について

指導課

（1）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告

文化振興課

（1）お茶の水小学校の発掘調査について

坂田教育長	<p>それでは、早速、議事日程のほうに入りたいと思います。</p> <p>本日は報告案件4件でございます。そして、その他事項ということになります。</p> <p>報告事項の中の4番目に、文化振興課さんからお茶の水小学校の発掘調査の案件がございます。本日来ていただいておりますので、順番を変えまして、先行してこの件を報告いただきたいと思います。</p> <p>それでは、文化振興課さん、よろしく願いいたします。</p>
-------	--

文化財担当課長

お茶の水小学校の発掘調査につきまして、資料を基にご説明申し上げます。お茶の水小学校の発掘調査については、既に子ども施設課長のほうからご報告いただいておりますが、この6月より本格調査が始まっておりますので、文化財担当のほうからもご報告申し上げます。

まず、1番、調査の目的と期待される効果でございますが、お茶の水小学校の改築工事に基づきまして、出土しました遺跡の記録保存となります。こちらの当該地は、試掘調査では、近世の屋敷跡と見られる礎石列や池跡、上下水と見られる溝状遺構などが発見されております。近世における土地利用の成果が明らかになるものと期待されております。

当該地は近世前期には旗本屋敷、後期には備中岡田藩伊東家の屋敷跡でありました。下の江戸東京重ね図もご参照ください。

続きまして、2番、調査の規模及び工程でございますが、対象面積は下の左側の地図の斜めに斜線が引いてある部分でございます。対象遺跡は神田猿樂町一丁目遺跡、種別は屋敷跡、時代は近世。調査の規模は生活面数で3面ということになっております。工程のほうはこの6月から11月末までの6か月となっております。その後、報告書のほうは令和4年5月31日までに作成される予定でございます。

裏面のほうをご覧ください。こちらのほうは御府内沿革図書というものを各時代で3つご紹介させていただいております。土地の所有者の変遷がこの地図でお分かりいただけたと思います。

下のトレンチ①・礎石列、トレンチ③・池跡とございますが、これは昨年度実施いたしました試掘調査の結果出てきた、記録の写真でございます。ご参照いただければと思います。

それから、先ほど生活面3面と申し上げましたが、試掘調査で確認された生活面の所見といたしまして、近代以降の層ということで、こちらのほうを1面、2面、3面とそれぞれの面で調査をさせていただく予定でございます。

ご説明のほうは以上でございますが、この資料につきましては、地図の著作権等がございますので、本委員会限りということでお願い申し上げます。

以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

発掘調査でございますが、ただいまのご説明の中で、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

俣野委員。

俣野委員

期間が6月1日から11月30日まで6か月間ということになるのですけれども、これは工事と並行して、あるいは工事は止められてしまうのですか。

文化財担当課長

まず、こちらのほうは、本格調査のほうを先行して実施させていただきまします。この期間、6か月を超えないようにということで実施をする予定でございます。

坂田教育長

施設課長。

子ども施設課長 新築工事に関しましては、12月からということで考えております。この6か月間は工事をいたしません。

坂田教育長 これは斜線のところだけだとすると、その周りのところは解体がもう終わっているのですよね。幼稚園も小学校も。

子ども施設課長 はい。

坂田教育長 今どんな段階ですか。ちょっと。

子ども施設課長 解体工事に関しましては、5月末で完了しております。今、真っさらな更地になっています。6月から埋蔵文化財の発掘調査を行うと。6か月間、11月30日まで文化財担当のというか、その発掘調査の現場責任者がその場所を管理する。12月から、JVといいますか、新築工事に入るという形になっております。

坂田教育長 ということでございます。では、新築の準備行為もできないのですね。分かりました。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員 すみません。全くの個人的興味なのですがけれども、この調査図の設定図だと、お茶の水小学校のごく一部、ごくとは言わないにしても、半分にも満たない範囲ですけれども、これで十分なのかという質問と、2つ目はこの中に調査規模、生活面数3面と書いてあって、この生活面数3面というのは、この裏側にある第1面、第2面、第3面のことなのだろうとは思っていますが、この生活面というのは、何をもって生活面と言っているのかを教えてくださいとありがたいです。

坂田教育長 はい、どうぞ。

文化財担当課長 こちらの面はまだ発掘調査をしていない部分です。

あと続けて、次の生活面ですが、こちらは学芸員のほうからご説明申し上げます。

坂田教育長 よろしくお願いします。

学芸員 学芸員の相場と申します。代わってご説明申し上げます。

調査の面についてでございますけれども、これは基本的には、ある一定の時代、時期に地面であったことがある面というのを、掘削をしながら探してまいります。地面であったことがある面は、踏み固められていて、ほかの堆積している土と様子が明らかに異なっております。それから、遺構が造られていますと、例えば建物の基礎、あるいは池の写真がご用意して上がってございますけれども、こういったものがありますと、その面をきっかけとして掘削が行われておりますので、そういった意味でも調査を行う指標になるというふうに認識しているものでございます。

金丸委員 ということは、要するに、1面、2面、3面とあるということは、時代背景として3つの時代があって、それが積み重なってその場所にあるのだという、そういう趣旨だと理解すればいいですか。

学芸員 はい。基本的にはおっしゃるとおりでございます。盛土をして生活面を造成しておりますので、ある段階の生活をしていた地面が地中に埋まって、そ

の上に土が盛られて次の時代の地面がやってくるというふうな状態が、お茶の水小学校の敷地の中では観測できたというふうなことでございます。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

中川委員。

中川委員

参考までに教えていただきたいのですが、こちらは屋敷跡だったということで、何かが出てくるだろうということは、多分初めから分かっていたのですよね。それも織り込み済みで工事計画をつくっていらっしやったのでしょうか。

坂田教育長

文化財調査は確実にあると知っていたのですか。

どうぞ、施設課長。

子ども施設課長

文化財の包蔵地に隣接する場所であったということですので、解体する前に試掘を行いました。その結果、はっきり分かったということなので、それをその工期の中に反映したという話なのですが、令和5年5月に竣工になります、発掘調査の6か月間は当初の計画よりは長くなっているところではあります。

坂田教育長

担当課長。

文化財担当課長

今、子ども施設課長もおっしゃられたとおり、このお茶の水小学校の場所は以前から埋蔵文化包蔵地ではなかったのです。ただ、隣接の地域が、民間開発によりまして、千代田区の遺跡のナンバー12と、あと遺跡の93号ということで指定されておりまして、そこで出てきている遺跡の状況から踏まえても、やはり出るだろうということで試掘をさせていただいて、その試掘を、5か所、穴を掘って調査いたしました。その結果からして、大体半年の本格調査が必要だということで、その時間を頂戴しております。

坂田教育長

どうぞ。

中川委員

そうすると、一応今6か月ということですか。予定していますけれど、これ以上は延びないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

文化財担当課長

はい、そうでございます。6か月以内で本格調査を終わらせる予定でございます。

坂田教育長

よほどの事情変更がない限りは6か月で収まるということですね。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

多分無理なのだろうと思うのですが、この調査が終わったら、もう完全にこのところは、遺構はなくなってしまう状態になるのでしょうか。本当は三内丸山遺跡のように、縦に切って、この層にこれがあったのだよというのを見られるようにしておいて、小学生が見たらいいなという感じはするのですけれど。

文化財担当課長

本格調査をいたしまして、出てきた遺構が保存に耐え得るようなふさわしいものであったりとかすれば、部分保存ということは検討をさせていただき

たいと思います。

それから、報告書ということで、18か月、作成期間を頂戴しておりますが、その中でもきちんと報告をさせていただこうと思っております。

坂田教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、本件についての報告は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

文化財担当課長

ありがとうございました。

坂田教育長

それでは、報告事項の頭に戻ります。子育て推進課さんから、新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親家庭支援事業についてですね。お願いします。

子育て推進課長

ひとり親家庭支援事業についてご説明させていただきたいと思います。この事業につきましては、東京都からの受託事業として実施する事業でございます。

1番、目的です。経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品等を提供するというものでございます。

対象者は2番のところがございますとおり、児童扶養手当の受給者が、①と②で約200世帯を見込んでおります。

そして、3番の提供方法でございますけれども、まず、千代田区から対象者の皆様に、生活必需品が掲載されておりますカタログを郵送でお送りいたします。それで、対象者の方はそのカタログをご覧いただき、専用のはがき、あるいはウェブサイトで、配送事業者のほうに4品申し込んでいただきます。それで、申込みを受けた配送事業者は、概ね2週間程度で食料品等を配送するという、現物を給付する事業でございます。

スケジュールは7月20日に区のホームページと広報紙でお知らせした後、郵送で対象者の方にお届けします。そのお届けいただいた後に、順次配送ということで、ウェブサイトにつきましては、東京都からのただいまの情報ですと、7月31日頃になってしまうのではないかとということで、はがきで申し込まれたほうが多分お手元に早く届くと思われれます。そして、申請につきましては、10月31日までにお申し込みいただくということを考えております。

事業内容は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。児童扶養手当受給者、ひとり親に対する助成ということです。物を送りましょうというのが東京都の趣旨です。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

2つですけれども、1つはひとり親家庭だから、母子家庭だけではなくて父子家庭も対象ですよという趣旨でよろしいですね。

2つ目は、これは、その4品を送ったら、それで終わりという事業なのか。それとも、ある程度継続して、コロナの問題がある程度終息するまでは続けて送られるという趣旨なのでしょうか。

坂田教育長 担当課長。

子育て推進課長 まず最初のご質問ですけれども、おっしゃるとおり父子の、お父さんとお子さんの世帯でも対象となる事業でございます。

2つ目の質問でございますが、これは今のところ今回1回限りの現物給付という形でございます。

坂田教育長 はい。ということです。

ひとり親家庭なのですが、総じて今、このコロナで生活困窮に陥る割合が相当高いというふうなことが言われるのですけれど、ここ千代田という場所でのひとり親、これはどうなのだろうかと我々事務局でも議論するのですが、生活困窮という声が聞こえてこないのですよね。もし実態等で、こんなケースもありますよみたいなものが教育委員さんの耳にでも入っていれば、お聞かせいただきたいなというところはあるのです。今日でなくても構わないですけれど。

今のところは何か届いていますか、中川先生のところには。

中川委員 一応注意して見てはいるのですけれど、生活に困っていて明日食べるものもなさそうだといいところは見えないのですね。きつともっと見ないといけないのだろうけど。

坂田教育長 地域差みたいなのはいろいろあるのだろうなど。

俣野委員 ひとり親というと、大体イメージ的には母子家庭になりますが、父子家庭というの、今、結構多いですね。

坂田教育長 コロナの流行によって職を失ったという形で困っているのだという声を聞かないのですよ。世間ではそういうふうな新聞紙上で出ているのですが。

はい、分かりました。また、追加の情報があったらお願いいたします。

それでは、この件については以上とさせていただきます。

次に学務課さんから、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の対応についてでございます。

学務課長。

学務課長 はい。それでは、新型コロナウイルスの感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の対応につきまして、ご説明申し上げます。

資料の上段ですけれども、就学援助につきましては、経済的理由によりまして、義務教育（小学校、中学校）への就学が困難な児童や生徒の保護者に対して、必要な援助として、現在は給食費や学用品などの学校教育における費用の一部を助成しているものでございます。通常は昨年の収入に基づきまして、令和2年度は認定するのですけれども、資料にありますとおり、今年、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が激減した世帯に関しましても、今年の収入見込み額が基準額未満になる世帯につきましては対象とするということで、今回拡充するものでございます。

拡充につきましては、現在開会中の区議会におきまして、補正予算第2号の中で追加経費として計上いたしまして、先週の16日火曜日ですけれども議決を頂きました。

まず、1の対象者でございますが、こちらも千代田区に居住している小・中学生の保護者で新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、休業等により収入が激減し、令和2年の年間収入見込み額が就学援助の基準額未満になる世帯を対象とする予定です。

次に、認定期間につきましては、家計が急変する原因が発生した月までということで遡及し、今年度ということですので、4月まで遡及して就学援助費を支給する予定でございます。

3番の申請書類につきましては、資料に記載のとおり就学援助申請書、家計の急変による申立書、あと3番目以降は、ご本人それぞれご家庭の状況によって、お勤めの方もいらっしゃれば、ご商売をやられている方もいらっしゃると思いますので、それぞれ収入申告書を提出していただきまして、各書類を基に、収入見込み額の算定及び審査を行う予定でございます。

また、支給内容につきましては、原則として通常の就学援助の品目を支給いたします。ただし、7月に支給している新入学児童・生徒学用品につきましては、入学前の2月に支給している入学準備金と同じものですので、こちらは重複で支給しないということですので、今回のコロナ対応の趣旨の観点から、支給の対象とはならないということでございます。

最後に周知方法、スケジュールでございますが、区のホームページで周知するとともに、7月20日号で掲載のほか、対象が小学校、中学校、中等教育学校、いわゆる義務教育の中を抱えている保護者ということですので、学校を通じて個別に今回の拡充のご案内を配布するというところでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。就学援助も、もちろんこれは例年の制度ですけれども、今般のコロナ禍でとりわけ収入が減ったという方の世帯も対象にしようという制度です。そういう対応にしましたということですね。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

金丸委員。

金丸委員

この件は、これは。先ほどの件と違って、都ではなくて区の独自の施策ということでよろしいのでしょうか。

それから、2番目に、当然その議論は前にあったのでしょうかけれども、収入が激減しても、裕福な方は十分な蓄えがある場合もあるではないですか。そういうことは一切考慮しないで、収入の激減だけがこの支給の条件だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

坂田教育長

学務課長。

学務課長

2つ、金丸委員からご質問がありました1つ目でございますが、こちらにつきましては、就学援助制度自体は国の制度なのですけれども、各自治体で要綱を定めておりまして、千代田区はこういう形で対応するというところでございます。

2つ目ですけれども、基本的には、いわゆる生活保護等みたいに貯蓄とか

は調べるということではなく、あくまで今年になってからコロナの影響で収入が減っているという区民の方を対象に対応させていただくということです。

以上でございます。

坂田教育長
中川委員

はい。ありがとうございます。

私立の学校が区内にいっぱいありますよね。そこにもお知らせするのでしょうか。

学務課長

対象は千代田区民ということで、学校に通われているのが仮に私立だとしても、委員おっしゃるとおり対象になりますので、先ほどちょっと私のほうで、基本的には区内の学校に知らせるということですが、そのほか区内に住んでいて私立の学校に通われている方も対象になりますので、そこにつきましては従来どおり個別なご案内はさせていただければと思っております。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この案件は以上とさせていただきます。

続きまして、指導課から、いじめ、不登校、適応指導教室の状況でございます。

指導課長。

指導課長

はい。それでは、資料に基づきまして、いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和2年5月末の報告）のほうをさせていただきます。

先般からの休校措置が、6月1日から分散登校という形で通うという形になりました。そして、6月15日より通常の授業ということで、先だっては富士見小学校と、昨日には昌平幼稚園のほうへ、教育委員の皆様にも参観をしていただいたところでございます。

そんな中でのいじめ数報告、不登校者数報告ですので、詳しい数値のほうは、これからカウントしていくということになります。ただし、いじめ数報告数につきましては、それは件数なのですが、そこに載せさせていただいている数字は、前年度、例えば2年生の「1」は1年生の「1」だったものというふうに繰り上がっている形になっています。ですので、休校だった期間は、一応見守り期間3か月期間の中では、まだ数えてはいないという状態で、引き続き継続的に追っているという状況になっているところでございます。

また、不登校者数につきましては、学校が臨時休業であったということで追ってはいないところではございますが、丁寧につなぎをしながら学校のほうで確認をし続けているところです。

また、適応指導教室の利用者数につきましては、去年まで関わっていた子、同じ子が引き続き今年も関わるということで、今回関わっているスクールカウンセラーの方が新しく代わったのですけれども、私も教育研究所の所

長になりましたので、時々見に行くようになりました。新しい環境において今、良好に進んでいるところを感じているところです。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということでございます。

ご意見、ご質問がございましたら。

金丸委員。

金丸委員

今のご説明だと、今月未解消と書いてあるのは、昨年度からの引き続きだということで、逆に言うと、今年度に入ってから新しい発生は、今のところはないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

指導課長

はい。今のところありません。

坂田教育長

俣野委員。

俣野委員

これから具体的な数字は出てくるのだと思うのですがけれども、この前、指導課訪問にお伺いしたときに、リモート授業で、今まで不登校だった子が、リモート授業なら出られるというような、そんなことをちょっとお聞きしたのでけれども、逆に言うと、それがうまく波及して、不登校の子がリモート授業を通じて登校するようになったとか、そういうのはあまりまだお聞きにならないですか。

指導課長

その件につきましては、今、出席状況をつぶさに追っている中で、昨年度不登校だった子が、今、登校しているかというのをカウントして数えています。そうすると、約半数が出席している。半分は引き続き休んでしまっているのですが、このオンラインを通じて、ちょっと前向きになった子がいるというふうに捉えているのですが、不登校もちょっと日数の長さがありますので、その辺の詳細の分析はまだできていないところですが、このオンラインでようやく会えたというような形も、各学校からうれしい報告として上がっていますので、必ずしもこのコロナは悪いことだけではなくて、こういったオンライン授業、オンライン学習を通して、子どもたちが少し前向きになってきている、1つのプラス材料としては捉えたいなど。

ですので、今後こういったことが、また引き続き子どもがどのようなものを要求しているかということ、しっかりと対話をしつつ、少しでも子どもたちの学びの保障につながるような形で、努力はしていきたいというふうに考えています。

坂田教育長

はい。ほかにごありますか。

金丸委員

具体的にイメージが固まっていないのですがけれども、要するに通常の授業と、それからリモートと合わせて、いわゆるハイブリッドの形にすることによって、不登校の子の出席のカウントをしてあげられるし、授業もある程度は進められるというような考え方で進めることは、可能なかどうか。課長のご意見を伺いたと思います。

指導課長

私の意見というよりも、国のほうで今そのことをかなり考えて、これからの遠隔・オンライン教育等の在り方についてということで、今、文科省のほうで検討会がもう、10回ぐらい行われています。

その中では、やはり学校で学びたくても学べない児童・生徒に対する学びの保障ということで、病気療養や不登校等の生徒に対する遠隔授業、遠隔教育というの、進めていくべきではないかというような議論がなされていますので、私も先ほど学びの保障というお話をしましたが、国全体の、そしてこのGIGAスクール構想自体の、またその先の遠隔教育、オンライン教育というものが、そういうものを見据えているということは間違いありません。ですので、そのような方向で考えていくことになるのが妥当なのではないのかというふうに考えています。

坂田教育長

はい。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

◎日程第2 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(7月5日号)掲載事項

坂田教育長

それでは、その他に入ります。

総務課から、行事予定と広報千代田の掲載事項。

子ども総務課長

すみません。教育委員会行事予定の前に、1点、子どもの遊び場事業等の再開についてご報告させていただきます。

5月26日の教育委員会の議案第28号の中で、子どもの遊び場事業については6月14日まで中止とするというようなところでご議決を頂いてございます。再開については区の感染状況を勘案してというところで検討を進めてまいりまして、7月1日からそちらの事業の再開を予定してございます。併せて、くだんしたこどもひろばのミニバスエリアについても、7月1日から使用再開というところで考えてございます。

1点目のご報告は以上です。

引き続いて、よろしいでしょうか。

坂田教育長

はい。

子ども総務課長

引き続いて、教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。今月につきましても、教育委員会の定例会、あと指導課訪問等が入っているところでございます。

裏面に移っていただきまして、7月31日のところで1点提案がございまして、教育委員会の臨時会のほうを開催させていただいて、教科書の選択の件をお諮りさせていただけたらなというふうに考えてございますが、ご予約のほうはいかがかと思ひまして。

坂田教育長

31日ですね。

子ども総務課長

はい。7月31日でございます。1時半からでございます。

金丸委員 時間は2時からでよろしいのですか、3時からですか。

子ども総務課長 一応1時半からとしているのですが、ご都合のほうが。

金丸委員 大丈夫です。

子ども総務課長 よろしいでしょうか。指導課訪問等でお忙しくなっている中で大変恐縮なのですが、この時期に開催させていただくというところです。よろしく願いいたします。

俣野委員 28日の定例会はあるのですね。

子ども総務課長 一応現状のところ、定例会開催予定でございますが、そちらについても報告案件等を勘案して、またご連絡さしあげるようにいたします。

坂田教育長 はい。分かりました。

子ども総務課長 よろしく願いいたします。

続きまして、広報千代田7月5日号の掲載予定の案件でございます。

子ども部関係としましては、各種手当の現況届の提出、例年提出を求めているものでございます。

あとは地域振興部のほうから「ちよだ生涯学習ガイドブック」の配布ですとか、ちよだ生涯学習カレッジ関連の広報が載るといような予定をしてございます。

説明のほうは以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

よろしいでしょうかね。

(了 承)

坂田教育長 俣野委員。

俣野委員 これ、総務課にお聞きしていいのか分からないですけれども、九段下のこどもひろばのPCR検査は、もうずっと継続してやるのですか。今来る前に通ってきたら、何かスモーキングボックスみたいなのがまた2つ増えているようなのを見てきたのですけれども。

子ども総務課長 今現行のテントタイプのものは、たしか7月末までというふうに伺っているのですが、それ以降のPCR検査の実施をどういうふうにするかというところは、こちらのほうでも確認させていただければと思います。

ただ、こどもひろばのほうはそれに伴って閉じることはないのです、大人向けのというか、そちらの広場のほうの利用は引き続きできないのかなというふうに考えています。

俣野委員 分かりました。

坂田教育長 ほかに。

それでは、教育委員さんから情報提供はございますか。こんなことを聞きかじったみたいな。

金丸委員 1点だけです。もう時期が遅れてしまっているかもしれないのですが。1か月以上前に、文部科学省が特例で学習計画の繰越しを認めるのだというニュースが流れたではないですか。それと今回の教科書の選定、教科書が選定されると、使う教科書が変わってしまうではないですか。そうすると、その

繰越しとの関係はどういうふうに考えているのかなということをお教えいただけると。

指導課長 基本的に、教科書会社が変わっても、その中身というものは検定を通過していますので、仮に教育課程として指導内容を繰越したとしても、それは補えるようになっています。繰越しということは前年度のものをそのまま持ってくる形になりますので、新しい教科書を使う前に、その前の教科書を使っていくというふうに考えます。

中川委員 繰越しといっても、1年間でやらなければいけないというのは決まっているわけだから、それを全部やりなさいということと捉えてもいいのでしょうか。

指導課長 これは考え方が非常に難しいところがあって、文科省が今回あのようなことを言っているのは、普通に時間数を取っていったら、もう終わらないだろうと。なので、今まで休校期間にやってきた家庭学習の中でも、学習評価できるものはしっかりと評価をしていき、年間の計画の中でも工夫しながら若干圧縮したりとかして、あと行事を減らす等をして、何とか内容的にしっかりと履修できるということのほうを主眼に置いているということになります。

中川委員 そうですね。

指導課長 その上でも、やはり第2波、第3波の大きさにおいては、全く分からない。ですので、今のところ、来なければ、本区も今回設定した各縮減で内容は終わると考えているのですけれども、それは、今まさに開校して、6月、7月がどういった感じで子どもたちが学んでいくのかというところで検証されてきますので、7月末のところできっとしっかりと見ていくという形になります。

ですので、時数もそうですけれども、しっかりと履修されているかどうか。履修されていなかった場合には、そしたら夏季休業等も使いながら補習をしっかりと施していくというのが、今のところ千代田区のスタンスとして考えています。

坂田教育長 でも、受験の範囲は、何か対象を狭めるという話はあるね。

指導課長 はい。そこら辺は国が検討しています。

坂田教育長 よろしいですね。

学務課長 すみません。小学校の給食の件につきまして、口頭にてご報告いたします。

各学校の給食につきましては、学校再開後、先週の15日、月曜日から実施しておりますが、昨日、22日でございますが、番町小学校におきまして、給食の調理中に水道から不純物が発見されました。そのため大事を取りまして、給食の調理提供を急遽中止させていただきました。

不純物の原因でございますが、先週の土曜日、20日の日に、給食室の配管の取替え工事を実施しておりまして、工事完了後に十分な水圧を加えた水を流していなかったということで、配管内に、管内に付着したコーキング材の破片が残ったものと考えられます。

なお、昨日の午前中に、工事施工業者のほうがストレーナー、水道管の途中の金属の網状の器具なのですけれども、そういうものを取り付けたりしまして、処置は終わっております。本日以降の給食につきましては、既に提供しております。

今後につきましては、このようなことがないように、工事の施工に際しましては日程や工事完了後の確認等を徹底いたしまして、安全な給食を提供してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

子ども支援課長

私からもよろしいですか。

先週17日、水曜日でございますけれども、区内保育施設におきまして、職員1名が新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。このため、直ちに子ども支援課が千代田保健所と共に現場に行きまして、詳細な調査を実施いたしました。結果としましては、濃厚接触者1人、またその職員を含め、ほかの職員に対するPCR検査を行ったのですけれども、結果は全て陰性であることが判明しております。この濃厚接触者につきましては、2週間の健康観察と自宅待機をお願いしております。当該保育施設は保健所の指導に基づき消毒、清掃を実施した上で、大事を取って26日の金曜日まで原則休園といたしました。

なお、保護者の皆様にも丁寧に状況をご説明いたしまして、理解いただきまして、ただ、どうしても休めないのですという方につきましては、大丈夫だということで、お子さんの預かりを実施しております。

こういうこともありましたけれども、今後とも保育現場における感染の予防、感染の拡大防止に努めるとともに、罹患者が不当な誹謗中傷だのを受けられないように、慎重に対応していきたいと考えております。

ご報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。ということでございます。

ほかにもございますか。

(なし)

坂田教育長

日程が全て終了いたしましたので、本日の定例会はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。